

広島市立病院機構価格交渉落札方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この実施要綱は、地方独立行政法人広島市立病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）第14条第1項第2号に規定する価格交渉落札方式による契約に関し、同条第2項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱でいう価格交渉落札方式とは、一般競争入札により価格交渉の相手方を選定、交渉順位を決定し、価格交渉を行い、予定価格の範囲内で最も有利な価格を申し出た者を契約の相手方とする方式である。

(適用範囲)

第3条 価格交渉落札方式は、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）が発注する物品購入、製造の請負及び業務委託（建設コンサルタント業務を除く。）に適用することができる。

(価格交渉の相手方の選定)

第4条 一般競争入札の開札を行った結果、契約規程第6条第1項第1号から第3号に該当しないものなど形式上の不備がない有効な入札をした入札参加者のうち、入札金額の低い3者を上限として選定し、交渉権者とする。

(価格交渉の基準額)

第5条 前条の規定により選定した交渉権者の入札金額のうち、最も低い入札金額を価格交渉の基準額（以下「基準額」という。）として設定するものとする。

(価格交渉の方法)

第6条 価格交渉は、第4条の規定により選定した交渉権者のうち、最も高い入札金額を提示した交渉権者から交渉順位を付し、順次、行うものとする。ただし、価格交渉の回数は、交渉権者1者当たり1回とする。

2 入札金額が同額の交渉権者が2者以上あるときは、当該交渉権者にくじを引かせて交渉順位を定めるものとする。

3 交渉権者が1者の場合であっても価格交渉は行うものとする。

4 法人は、交渉権者に価格交渉を行うことを伝え、価格交渉提示書（別紙様式）の提出を求めるものとする。

- 5 交渉権者から前項の価格交渉提示書の提出があった場合において、当該価格交渉提示書に記載された提示金額が前条の規定により設定した基準額以下のときは、当該提示金額をもって、次順位の交渉権者と価格交渉を行う。
- 6 前項において、提示金額が法人の設定する価格交渉上限額を上回るときは、当該価格交渉提示書を無効とし、次順位の交渉権者と価格交渉を行う。
- 7 前2項において、次順位の交渉権者がいない場合にあつては、以後の価格交渉を行わないものとする。

(価格交渉の期間)

第7条 交渉権者1者当たりの価格交渉の期間は、前条第4項の価格交渉提示書の提出を求めた日の翌日から3日間（土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。）とする。

(価格交渉の辞退等)

- 第8条 交渉権者は、法人から第6条第4項の価格交渉提示書の提出を求められた場合において、価格交渉に応じる意思がないときは、価格交渉提示書に辞退の旨を記載し法人に提出するものとする。
- 2 前条の価格交渉の期間内に交渉権者から価格交渉提示書の提出がない場合は、当該交渉権者との価格交渉を打ち切るものとする。この場合、当該交渉権者は価格交渉を辞退したものとみなす。

(契約の相手方の決定)

- 第9条 第6条第5項の規定による価格交渉の結果、最も低い金額を提示した交渉権者の提示金額が予定価格の範囲内の場合は、当該交渉権者を契約の相手方として決定する。
- 2 全ての交渉権者が、次のいずれかに該当する場合において、第5条の基準額が予定価格の範囲内のときは、基準額の対象となった交渉権者を契約の相手方として決定する。
 - (1) 第6条第6項の規定により価格交渉提示書が無効となった場合
 - (2) 前条第1項の規定により価格交渉を辞退した場合
 - (3) 前条第2項の規定により価格交渉を打ち切った場合
 - 3 前2項において、同額の交渉権者が2者以上あるときは、当該交渉権者にくじを引かせて契約の相手方を決定するものとする。
 - 4 前3項において、入札方式を入札後資格確認型一般競争入札で実施した案件については、交渉権者の入札参加資格の確認を行った上で契約の相手方を決定する。

- 5 前項の規定による入札参加資格の確認の結果、当該交渉権者が入札参加資格を有しないことが判明した場合は、当該入札を無効とし、次順位の交渉権者の入札参加資格を確認する。この場合、次順位の交渉権者がいないときは当該入札を打ち切るものとする。

(随意契約への移行)

第10条 第6条第5項の規定による価格交渉の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を打ち切り、契約規程第19条第1項第6号の規定に準じて随意契約に移行するものとする。

- (1) 最も低い金額を提示した交渉権者の提示金額が予定価格を上回る場合
- (2) 全ての交渉権者が、次のいずれかに該当する場合において、第5条の基準額が予定価格を上回るとき
 - ア 第6条第6項の規定により価格交渉提示書が無効となった場合
 - イ 第8条第1項の規定により価格交渉を辞退した場合
 - ウ 第8条第2項の規定により価格交渉を打ち切った場合

(基準額等の公表)

- 第11条 第5条の規定により設定した基準額及び第6条第6項に規定する法人の設定する価格交渉上限額は、交渉権者に対して公表するものとする。
- 2 第6条第5項の規定による交渉権者の提示金額は、基準額以下の場合、又は直前の交渉権者の提示金額を下回っている場合に限り、次順位の交渉権者に対して公表するものとする。
- 3 落札決定後、落札者の商号及び落札金額並びに入札参加者の商号を法人のホームページで公表する。

(委任)

第12条 この要綱に定めのない事項について必要がある場合は、別に定める。

附則

この要綱は、平成26年7月14日から施行する。